

## 在留期間更新および在留資格変更許可申請のご案内

京都精華大学への入学を許可された外国籍学生は、在留資格「留学」を取得することができます。「留学」以外の在留資格でも入学することはできますが、外国人留学生対象の各種補助制度を利用できない場合があります。また、「短期滞在」の在留資格で大学に在籍することはできませんのでご注意ください。

以下に記載されている必要書類や注意事項等をご確認のうえ、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にて、各自申請手続きを行ってください。

### 1、在留資格「留学」を有している場合

日本国内の大学や日本語学校から本学に進学する方、合格時点ですでに有効な「留学」の在留資格を有している場合は、在留期限に応じて「在留期間更新許可申請」を行ってください。在留期間の更新は在留期間満了日の3か月前から出入国在留管理局で手続きできます。

#### 1、【在留期間更新許可申請の流れ】

- STEP 1：申請に必要な書類を準備します（申請者本人）  
 STEP 2：京都精華大学に「所属機関等作成用」交付申請を申します（申請者本人→京都精華大学へ）  
 STEP 3：住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にて申請します（申請者本人→出入国在留管理官署へ）  
 STEP 4：出入国在留管理官署から審査結果の通知が届きます（出入国在留管理官署→申請者本人へ）  
 STEP 5：出入国在留管理官署に新しい在留カードを受け取りに行きます  
 （申請者本人→出入国在留管理官署へ）  
 STEP 6：新しい在留カードの情報（表裏両面）を京都精華大学へ提出します（申請者本人→京都精華大学へ）

#### 2、必要書類

No.	必要書類	様式&補足事項
1	<a href="#">在留期間更新許可申請書</a> (申請人等作成用)	申請者本人作成
2	在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）	大学発行する書類
3	写真（縦4cm×横3cm）1枚	・6か月以内に正面から撮影された写真 ・写真の裏面に申請人の氏名を記載
4	パスポート	原本の持参が必要
5	入学許可証	入学手続完了後、京都精華大学合格者ページにてダウンロードすることは可能
6	在留カード	原本の持参が必要
7	本学入学前の所属機関の卒業（見込）証明書	原本の持参が必要
8	本学入学前の所属機関の出席・成績証明書	原本の持参が必要
9	経費支弁能力を証明する書類	出入国在留管理官署より追加書類の提出を求められた場合

### 3、入学前「所属機関等作成用」の交付対象者

2025年4月に京都精華大学へ入学の方で、2025年2月1日（土）～2025年4月14日（月）の間に在留期間の満了日を迎える方で、入学前に在留期間更新許可申請に必要な「所属機関等作成用」の交付を希望する場合は、下記の「4. 申込方法」をご確認のうえ、お申込みください。申請が受理された方は、2025年1月20日（月）以後在留期間更新に必要な「所属機関等作成用」（2枚）をご指定の住所へ発送します。

在留期間が2025年4月15（火）以後に満了日を迎える方は、入学後の案内をご確認ください。

### 4、申込方法

「(新入生) 在留期間更新書類交付申込書」に必要な事項をすべて記入し、現在持っている在留カードの表・裏のPDFまたは画像と一緒にメール添付のうえ、[intlstu@kyoto-seika.ac.jp](mailto:intlstu@kyoto-seika.ac.jp) までお申し込みください。

メールの件名は「(新入生) 在留期間更新書類交付申込」\_受験番号\_在留カードと同じ英字氏名にしてください。

例：「(新入生) 在留期間更新書類交付申込」\_123456\_KYOTO SEIKA

書類発行には1～2週間程度要しますので、余裕を持ってお申込みください。

## 2、在留資格「留学」以外を有している場合

日本で長期滞在可能な在留資格（「留学」以外）を有している場合は、在留資格「留学」への変更義務はありませんが、外国人留学生対象の各種補助制度の利用ができない場合があります。

「留学」以外の在留資格から「留学」へ変更を希望する方は、[intlstu@kyoto-seika.ac.jp](mailto:intlstu@kyoto-seika.ac.jp) までご相談ください。

なお、「短期滞在（観光または出国準備を目的とした滞在）」の在留資格を有している場合、原則として一度日本を出国し、在留資格認定証明書を申請する必要があります。申請方法については、「【入学予定者向け】COE代理申請案内」を確認のうえ、早めに手続きを進めてください。

## 3、お問い合わせ

住 所：〒606-8588 京都市左京区岩倉木野町 137

京都精華大学 学生支援チーム 在留資格担当

E-mail：[intlstu@kyoto-seika.ac.jp](mailto:intlstu@kyoto-seika.ac.jp)

お問い合わせの際は、必ず受験番号、氏名（在留カード英字表記）を明記の上、ご連絡ください。

※相談内容に正確に対応するため、電話対応は行っておりません。

ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

以上